



# 交通いわて

第141号 令和4年12月

●発行所●

一般社団法人 岩手県交通安全協会  
岩手県盛岡市天神町11番1号  
TEL (019) 652-4597  
FAX (019) 652-4599  
<http://iwateken-ankyo.jp/>



秋の全国交通安全運動

## 秋から冬にかけての交通事故防止!!

- これからの季節は、夕暮れから夜間にかけての交通事故の発生が懸念されます。ドライバーは、ライトを早めに点灯し、先行車や対向車がないときには、原則ハイビームで走行して、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。
- 歩行者は、明るい色の服装にするほか、反射材やLEDライトを活用し、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- 冬期間は、気温が低下し、雪はなくても日陰部分は凍結している場合があります。ドライバーは、天候や路面状況を確認し、凍結が予想される場所では十分に速度を落とすなど、道路環境に応じた慎重な運転を心がけましょう。





## 交通安全功労者等を表彰

秋の全国交通安全運動に合わせて、各地区で令和4年度「秋の交通安全功労者等表彰式」が開催されました。

### ★ 東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰

|           |      |
|-----------|------|
| 交通安全功労者   | 17名  |
| 優良運転者     | 20名  |
| 交通安全功労団体  | 2団体  |
| 優良交通安全事業所 | 2事業所 |
| 優良学校等     | 1校   |

### ★ 交通栄誉章 緑十字銅章

|            |     |
|------------|-----|
| 交通安全功労者    | 28名 |
| 優良安全運転管理者等 | 2名  |
| 優良運転者      | 68名 |

### ★ 岩手県警察本部長・ 岩手県交通安全協会会長連名表彰

|         |      |
|---------|------|
| 交通安全功労者 | 20名  |
| 優良交通団体  | 10団体 |
| 優良運転者   | 212名 |



## 県民の交通安全功労者を表彰

岩手県交通安全功労者顕彰会（岩手日報社他13社、事務局 岩手県交通安全協会）では、県民の生命を守るため日夜、交通事故防止活動に精力的に取り組んでいる交通警察官及び交通指導員のうち、特に顕著な功績のあった3名を「第24回県民の交通安全功労者」として表彰しました。

表彰式は11月10日（木）に盛岡市中央通「エスポワールいわて」で行われました。

盛岡東警察署 藤田 靖雄 様

盛岡市交通指導隊 熊谷 春夫 様

大船渡市交通指導隊 阿部 なつ子 様



左から藤田靖雄様、熊谷春夫様、阿部なつ子様

## TS マークに「緑色 TS マーク」が誕生!

TS マークとは、自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマークで、賠償責任補償や傷害補償等が付帯されています。

従来の赤色、青色に加え、賠償責任補償内容が充実した**緑色 TS マーク**が新設されました。

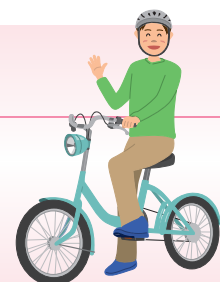
色の取扱いについては、最寄りの自転車安全整備店にお問い合わせ下さい。

### ■ TS マーク付帯保険の支払い対象

| 区分<br>項目        | 賠償責任補償  |  | 傷害補償  |   | 被害者見舞金   |
|-----------------|---|--|---|---|--|
|                 | 死亡・傷害<br>(全ての人身事故)  | 死亡・重度後遺<br>障害 (1～7 級)  | 死亡・重度後遺<br>障害 (1～4 級)   | 入院 15 日以上<br>の傷害  | 入院 15 日以上<br>の傷害   |
| 緑色<br>TS<br>マーク | 限度額<br><b>1億円</b><br>示談交渉サービス付き   | —  | 一律<br><b>50万円</b>   | 一律<br><b>5万円</b>  | —<br>賠償責任補償に<br>より対応   |
| 赤色<br>TS<br>マーク | —   | 限度額<br><b>1億円</b>  | 一律<br><b>100万円</b>  | 一律<br><b>10万円</b>   | 一律<br><b>10万円</b>  |
| 青色<br>TS<br>マーク | —   | 限度額<br><b>1,000万円</b>  | 一律<br><b>30万円</b>   | 一律<br><b>1万円</b>  | —  |
| 支払いの対象          | TS マークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内で第三者に死亡又は身体の傷害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われます。  | TS マークが貼付された自転車に搭乗中の人が日本国内で第三者に死亡又は重度後遺障害(1～7 級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われます。 | TS マークが貼付された自転車に搭乗中の人(同乗者も含まれます。)が日本国内での事故により、その日から 180 日以内に死亡又は重度後遺障害(1～4 級)を被った場合に支払われます。 | 左記の事故によって、入院加療 15 日以上、傷害を被った場合に支払われます。<br>※入院 15 日未満及び通院は、補償の対象外です。 | TS マークが貼付された自転車に搭乗中の人(加害者)が日本国内で第三者(被害者)に傷害(入院 15 日以上)を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われます。 |
| 支払いできない主な場合     | ( 共 通 ) ○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故<br>○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故<br>○自転車搭乗者の故意による事故<br>○地震・噴火・津波による事故<br><br>( 傷 害 補 償 ) ○頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの<br>(賠償・見舞金) ○同居の親族・同乗者に対する賠償事故<br>○対物賠償   |  |   |   |  |
| その他             | ○賠償責任の当事者は搭乗者本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。<br>○緑色 TS マークの示談交渉サービスは、運転者が業務中に起こした賠償事故の場合には、提供されません。<br>○搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。<br>○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。<br>○事故は、道路上で起きたものに限られません。<br>○重度後遺障害とは、自賠法に定められている後遺障害 1 級～14 級のうち、賠償責任補償においては 1 級～7 級、傷害補償においては 1 級～4 級までをいいます。<br>○赤色 TS マークの被害者見舞金 10 万円は、加害者から保険金を請求してください。その上で、保険会社から被害者に直接支払われます(加害者には支払われません)。<br>○暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合、保険金をお支払いできないことがあります。 |  |   |   |  |

## 「自転車安全利用五則」(令和 4 年 11 月 1 日改定)

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用





# 北から南から

～ 県内から交通事故をなくすために～




**盛岡**  
自転車安全利用啓発活動



**北岩手**  
目覚まし作戦



**花巻**  
交通事故死ゼロを目指す日啓発活動



**北上**  
ライト早め点灯街頭指導活動



**水沢**  
秋の全国交通安全運動街頭活動



**一関**  
交通・地域安全ポードレス作戦



**東磐井**  
高齢者交通安全教室



**気仙**  
夜間薄暮時特別街頭指導



**遠野**  
交通安全七夕



**釜石**  
秋の全国交通安全運動街頭活動



**宮古**  
秋の全国交通安全運動街頭活動



**久慈**  
秋の全国交通安全運動街頭活動



**二戸**  
幼児交通安全教室



**県安協**  
教育資器材体験 (栗石あねっこ)



**横断歩道** **チェック・ストップ** **運動実施中**

横断しようとする人がいるか

**CHCK!**

横断する人がいたら

**STOP!**

**横断歩道は 歩行者優先**